

資料 1

空き家所有者に対するアンケート調査結果

北広島市内の空き家に関する意向調査

1. 調査の目的

今後、空家等対策を総合的に実施していくため、「北広島市空家等対策計画」の作成を予定していますが、空き家となっている建物の現状や将来の利活用に関する意向を調査させていただき、空き家の活用や修繕、解体等に関する支援制度などの施策の必要性を検討するために行うものです。

2. 調査の対象

この調査で「空き家」とは、平成28年度において北広島市が市上水道の使用状況や固定資産税台帳、住民基本台帳、各町内会に対するアンケート調査等を経て、平成28年4月1日時点で概ね1年程度以上建物の使用がされていないと思われる戸建て住宅を基本としています。

3. アンケート実施期間

平成29年2月18日～平成29年3月7日（追加調査分 平成29年2月25日～平成29年3月14日）

4. 送付数及び回収状況

総送付数	389
送付先不明での戻り数	8
送付数	381
回収数	239
回収率(回収数/送付数)	62.7%

アンケート調査の集計結果

I この建物について

問1. 現在、建物はどのような状態になっていますか。(○は1つ)

空き家以外

74

現在空き家となっている

165

内 容	件数
1. 自分または親族が住んでいる	14
2. 貸している	10
3. 売却した	16
4. 解体した	11
5. 建物の心当たりがない	1
その他	22
	74

【結果】

回収率が6割を超え所有者等の意向が一定程度把握できたものと思われます。また、別荘的な利用や、倉庫等での利用等空き家以外の件数が回答数の3割に上り、予想以上に多い状況でした。

I この建物について

問2. 建物が建築された時期はいつ頃ですか

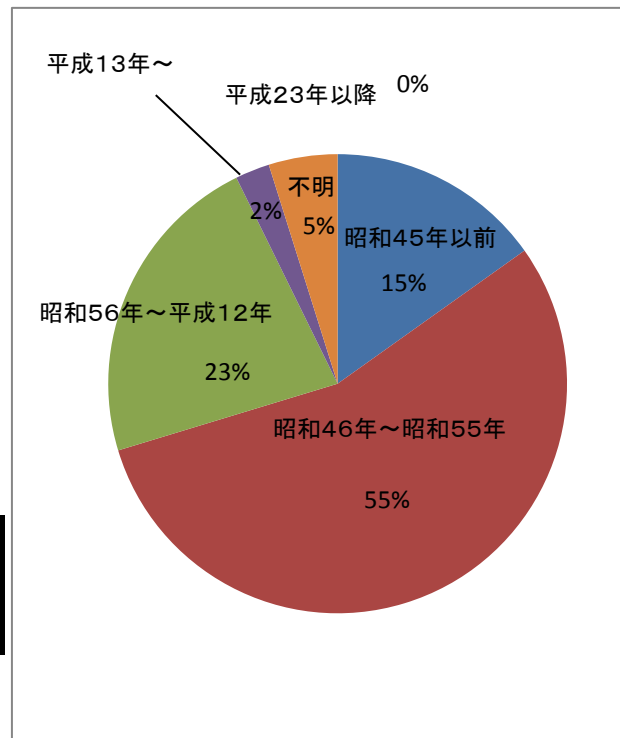
時 期	件数
1. 昭和45年以前	25
2. 昭和46年～昭和55年	91
3. 昭和56年～平成12年	37
4. 平成13年～平成22年	4
5. 平成23年以降	0
6. 不明	8
計	165

【結果】

建築時期は昭和46年から昭和55年が91件と最も多く、昭和45年以前の25件と合わせるといわゆる旧耐震基準での建物が全体の70%となっています。

【今後の施策】

旧耐震基準での建物の利活用を促進するためには、耐震診断や耐震改修の補助制度の活用を図ります。



I この建物について

問3. 建物が空き家となった時期はいつ頃ですか。

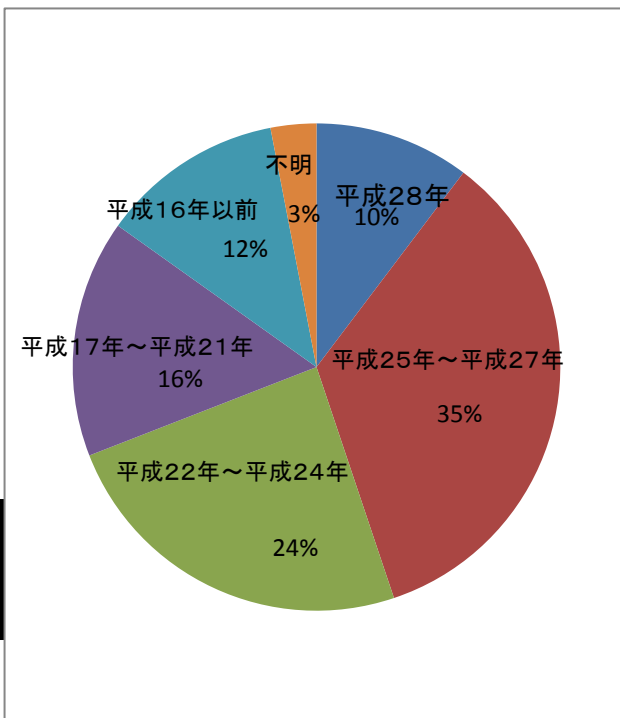
時 期	件数
1. 平成28年	17
2. 平成25年～平成27年	57
3. 平成22年～平成24年	40
4. 平成17年～平成21年	26
5. 平成16年以前	20
6. 不明	5
計	165

【結果】

空き家になった時期としては平成25年から平成27年が57件と最も多いが、既に4年以上経過しているものも約半数以上あります。

【今後の施策】

空き家となっている期間がなるべく短くなるような施策をとれるような相談体制の構築を検討していきます。



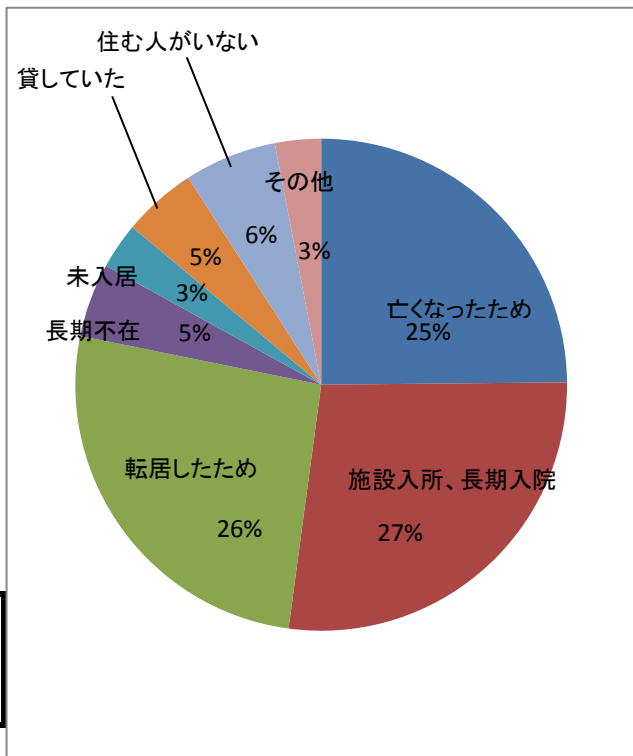
I この建物について

問4. 空き家となった経緯はなんですか。

経緯	件数
1. 住んでいた人が亡くなったため	41
2. 住んでいた人が施設へ入所、長期入院したため	45
3. 住んでいた人が転居したため	43
4. 転勤等で長期不在のため	8
5. 取得したが未だ入居していないため	5
6. 貸していた人が転居し、次のひとが決まらないため	8
7. 相続したが住む人がいないため	10
8. その他	5
計	165

【結果】

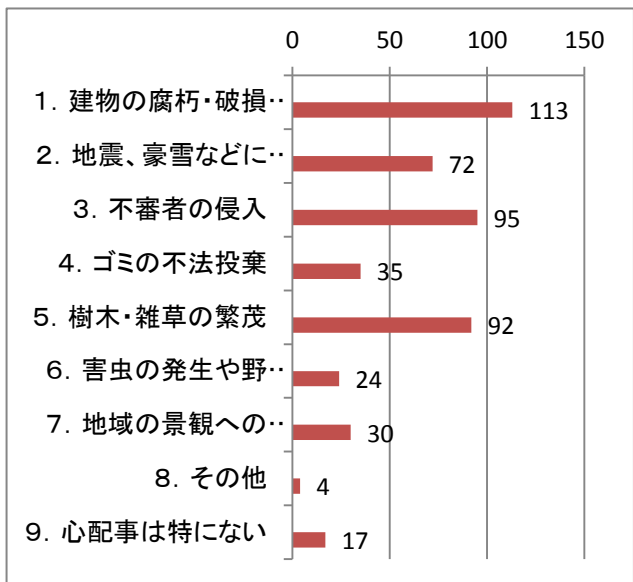
空き家になった経過では、住んでいた人が亡くなった、施設に入所、長期入院した、転居したの三つの理由で約8割を占めています。



II この建物の管理について

問1. この建物の管理について、どのようなことを心配していますか。

内容	件数
1. 建物の腐朽・破損の進行	113
2. 地震、豪雪などによる損壊・倒壊	72
3. 不審者の侵入	95
4. ゴミの不法投棄	35
5. 樹木・雑草の繁茂	92
6. 害虫の発生や野良猫などの集中	24
7. 地域の景観への悪影響	30
8. その他	4
9. 心配事は特にない	17
計	482



【結果】

建物の管理についての心配事では、建物の腐朽・破損の進行、不審者の侵入、樹木雑草の繁茂が上位を占めています。

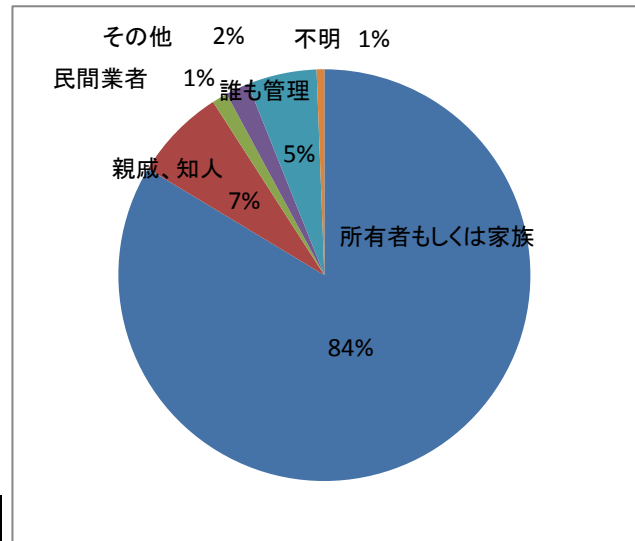
Ⅱ この建物の管理について

問2. 建物は主にどなたが管理していますか。

管理者	件数
1. 所有者もしくは家族	138
2. 親戚、知人	12
3. 民間業者	2
4. その他	3
5. 誰も管理していない	9
6. 不明	1
計	165

【結果】

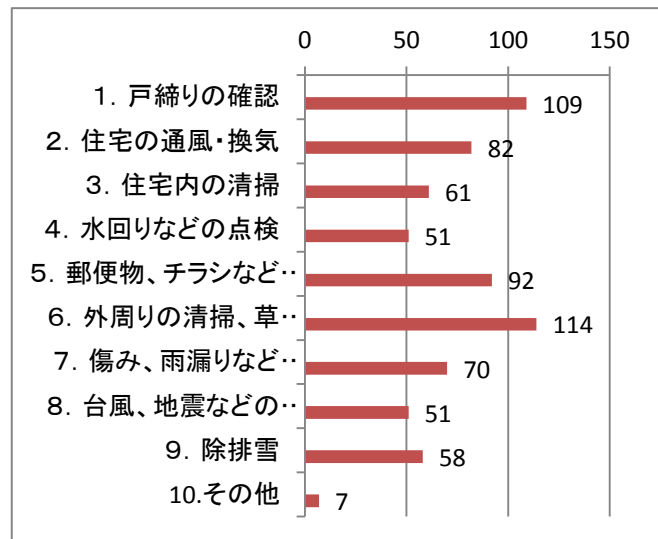
空き家の主な管理主体は所有者もしくは家族が138件と最も多く、親戚、知人を加えると約9割の数となっています。



Ⅱ この建物の管理について

問3. どのような管理していますか。

内 容	件数
1. 戸締りの確認	109
2. 住宅の通風・換気	82
3. 住宅内の清掃	61
4. 水回りなどの点検	51
5. 郵便物、チラシなどの整理・処分	92
6. 外周りの清掃、草取り、剪定など	114
7. 傷み、雨漏りなどのチェック・修繕	70
8. 台風、地震などの後の見回り	51
9. 除排雪	58
10.その他	7
計	695



【結果】

行っている管理では外周りの清掃、草取り、剪定などの件数が一番となっており、隣近所迷惑への心配が表れているのではないかと思います。

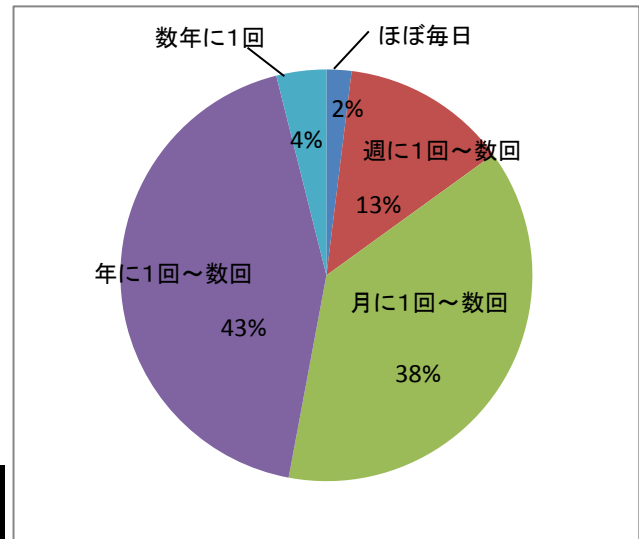
II この建物の管理について

問4. どのくらいの頻度で管理をしていますか。

頻 度	件数
1. ほぼ毎日	3
2. 週に1回～数回	20
3. 月に1回～数回	58
4. 年に1回～数回	66
5. 数年に1回	6
計	153

【結果】

半数以上が月に1回以上の管理を行っているとの回答となっているが、年に1回から数回という回答も43%あります。



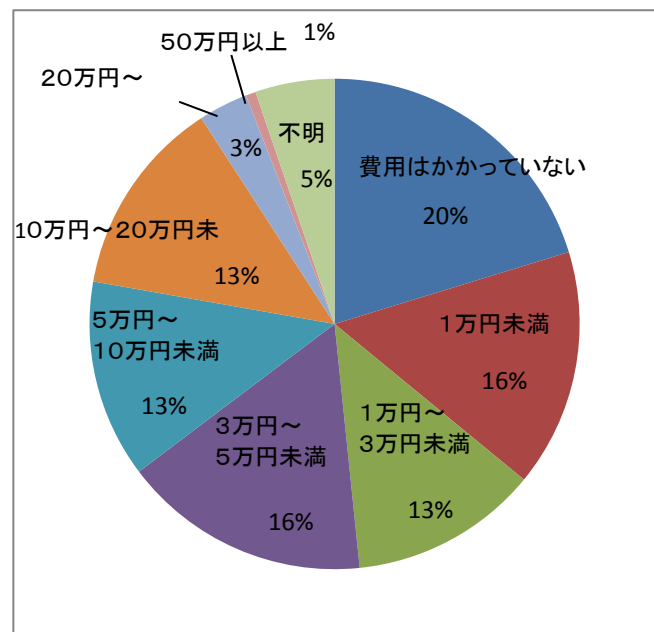
II この建物の管理について

問5. 管理に要する費用は年間でおおよそいくらですか。

費 用	件数
1. 費用はかかっていない	31
2. 1万円未満	24
3. 1万円～3万円未満	19
4. 3万円～5万円未満	25
5. 5万円～10万円未満	20
6. 10万円～20万円未満	20
7. 20万円～50万円未満	5
8. 50万円以上	1
9. 不明	8
計	153

【結果】

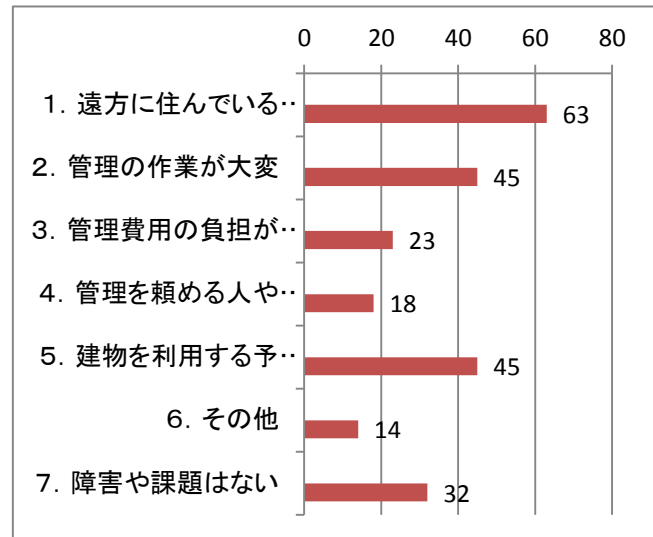
費用はかかっていないが31件と最も多く年間3万円未満との回答が約5割となっています。



II この建物の管理について

問6. 管理をする上で障害や課題がありますか。

障害・課題	件数
1. 遠方に住んでいるので管理が困難	63
2. 管理の作業が大変	45
3. 管理費用の負担が重い	23
4. 管理を頼める人や業者がない	18
5. 建物を利用する予定がないので管理が無駄になる	45
6. その他	14
7. 障害や課題はない	32
計	240



【結果】

遠方に住んでいるので管理が困難、管理の作業が大変、建物を利用する予定がないので管理が無駄になるの回答が多くなっています。

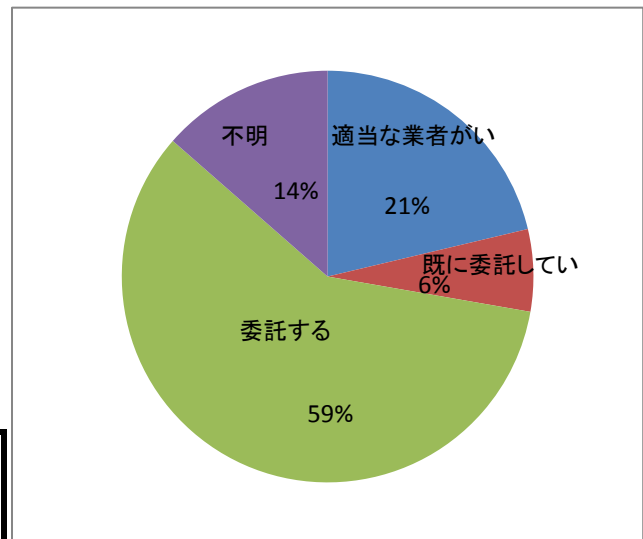
【今後の施策】

遠方に住んでいるので管理が困難との回答に対しては、管理を代行する業者との連携等を検討していきます。

II この建物の管理について

問7. 専門業者がいれば管理を委託する希望がありますか。

委託希望	件数
1. 適切な業者がいれば委託したい	33
2. 既に委託している	10
3. 委託するつもりはない	91
4. 不明	21
計	155



【結果】

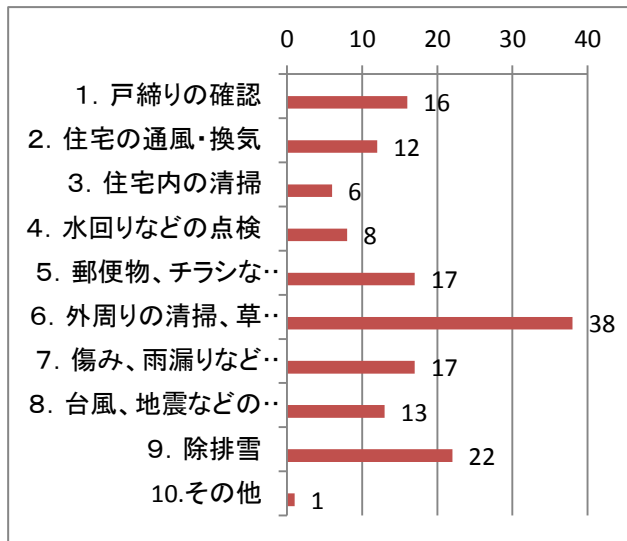
適切な業者がいれば委託したいという回答が33件ある反面、委託するつもりはないとの回答が91件あり、やはり業者に頼む際の経費の問題や信用問題が大きいものと思われます。

問7. で1, 2を選んだ方は問7-1、7-2にもお答えください



問7-1. どのような管理サービスを希望しますか。既に委託している場合は実際に委託している内容を記入して下さい。

内 容	件数
1. 戸締りの確認	16
2. 住宅の通風・換気	12
3. 住宅内の清掃	6
4. 水回りなどの点検	8
5. 郵便物、チラシなどの整理・処分	17
6. 外周りの清掃、草取り、剪定など	38
7. 傷み、雨漏りなどのチェック・修繕	17
8. 台風、地震などの後の見回り	13
9. 除排雪	22
10.その他	1
計	150

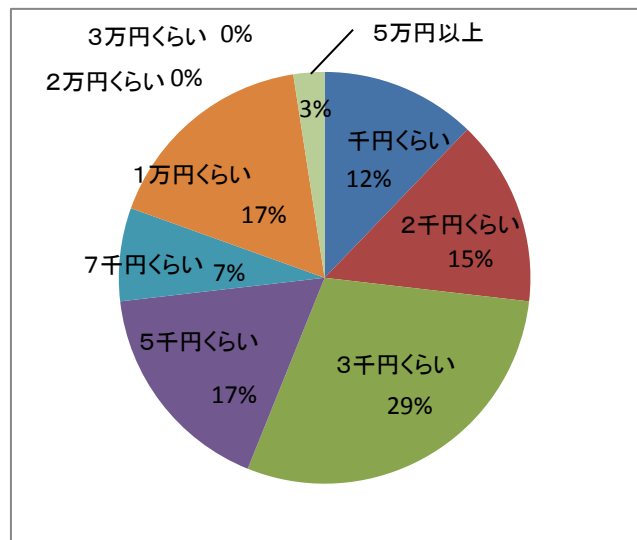


【結果】

先のⅡの問3の回答とも繋がりますが、外回りの清掃、草取り、剪定などが一番多い回答となっておりここにも隣近所迷惑にならないようにとの思いが感じられます。

問7-2. 管理サービスの月額料金はいくらくらいが適当だと思いますか。既に委託している場合は、実際に払っている月額料金を記入して下さい。

料 金	件数
1. 月額千円くらい	5
2. 月額2千円くらい	6
3. 月額3千円くらい	12
4. 月額5千円くらい	7
5. 月額7千円くらい	3
6. 月額1万円くらい	7
7. 月額2万円くらい	0
8. 月額3万円くらい	0
9. 月額5万円またはそれ以上	1
計	41



【結果】

一番多い回答は月額3千円くらいであり、それ以下も含めると5割以上の件数となっています。

Ⅲ 今後の建物の利用などについて

問1. 今後、建物をどのようにされますか。

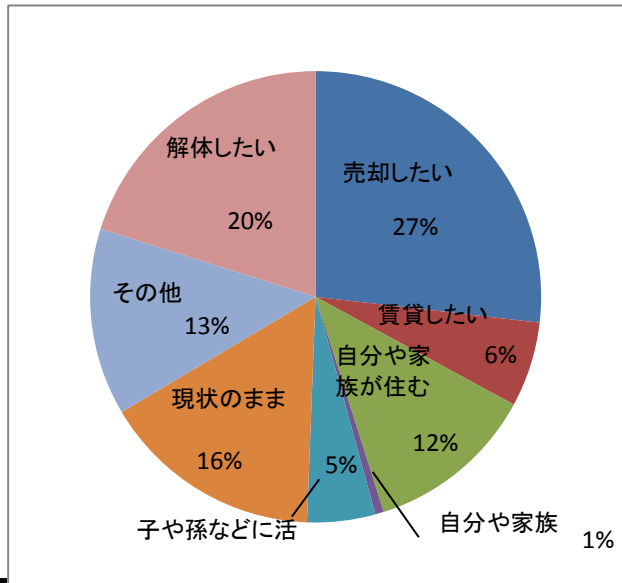
今後の活用	件数
1. 売却したい	44
2. 賃貸したい	10
3. 自分や家族が住む	20
4. 自分や家族以外が利用する	1
5. 子や孫などに活用をまかせる	8
6. 現状のまま(空き家にしておく)	26
7. その他	22
8. 解体したい	33
計	164

【結果】

売却したいが44件で一番多く、次いで解体したいの33件ですが、現状のまま(空き家にしておく)も26件の16%の回答があります。

【今後の施策】

空き地・空き家バンク制度の活用促進について検討していきます。



問1. で8を選んだ方は問1-1にもお答えください



問1-1. 解体後の土地をどのように活用されますか。

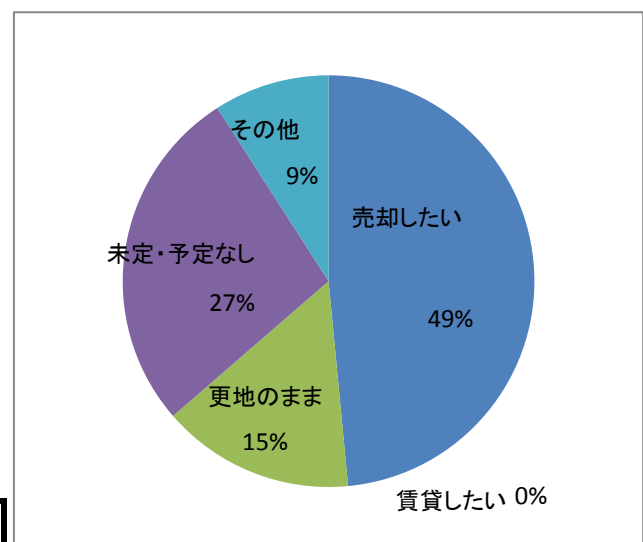
解体後の土地活用	件数
1. 売却したい	16
2. 賃貸したい	0
3. 更地のまま自分や家族が利用	5
4. 未定・予定なし	9
5. その他	3
計	33

【結果】

売却したいとの回答が約半数あります。

【今後の施策】

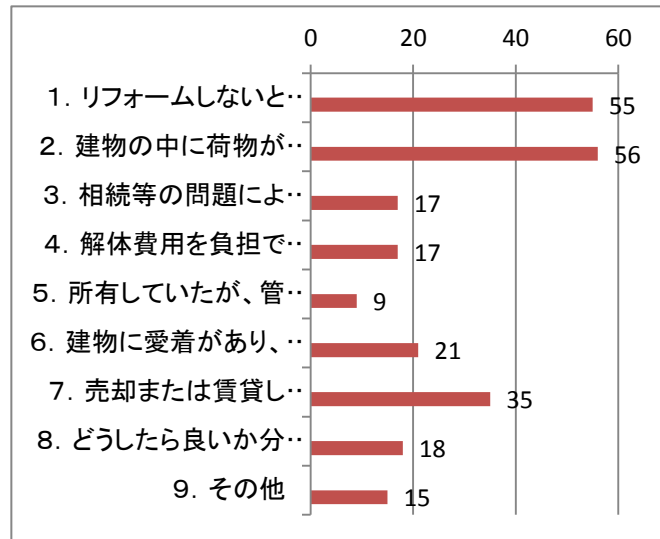
解体から売却に至る一連の支援体制の構築を検討していきます。



Ⅲ 今後の建物の利用などについて

問2. 利用をする上で障害や課題がありますか。

障害・課題	件数
1. リフォームしないと活用できる状況でない	55
2. 建物の中に荷物があり、その処分に困っている	56
3. 相続等の問題により、自分だけでは対応できない	17
4. 解体費用を負担できない	17
5. 所有していたが、管理ができない	9
6. 建物に愛着があり、手放すか決められない	21
7. 売却または賃貸したいが、相手先が見つからない	35
8. どうしたら良いか分からない	18
9. その他	15
計	243



【結果】

一番多い回答が、建物の中に荷物があり、その処分に困っているとあり、経費的な面、法律的な面、思い入れの面等、色々な観点が見られます。

【今後の施策】

色々な観点からの相談が一括でできるセミナーの開催や相談窓口の一本化等について検討していきます。

Ⅳ 空き家の活用に対する支援制度について

問1. これらの情報サービスをご存知ですか。

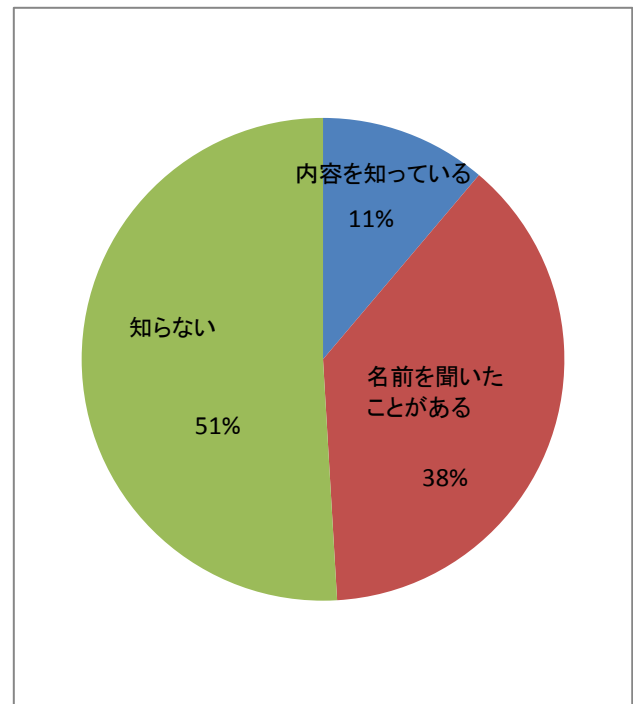
承知の程度	件数
1. 内容を知っている	18
2. 名前を聞いたことがある程度	61
3. 知らない	82
計	161

【結果】

知らないとの回答が5割以上あります。

【今後の施策】

制度周知に向けた取り組みを行います。



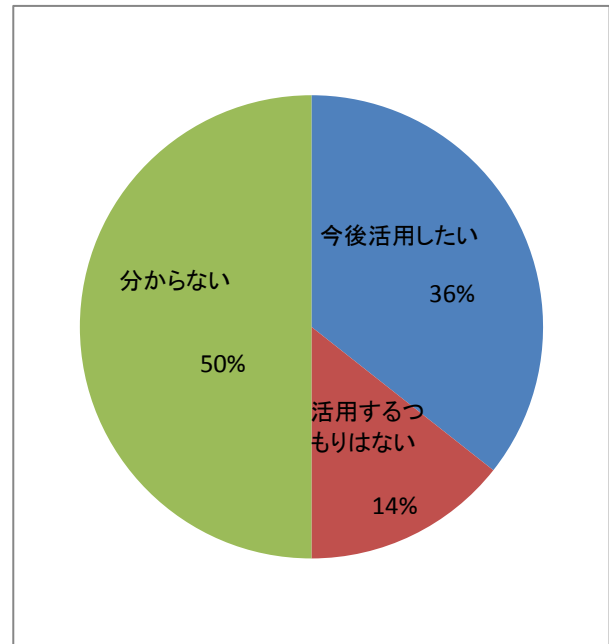
IV 空き家の活用に対する支援制度について

問2. 今後、これらの情報サービスの活用についてどのようにお考えですか。

活用についての意向	件数
1. 今後活用したい	57
2. 活用するつもりはない	23
3. 分からない	80
計	160

【結果】

サービスの活用について今後どうするか分からないとの回答が5割あります。



問2. で2を選んだ方は次の問2-1にもお答えください。

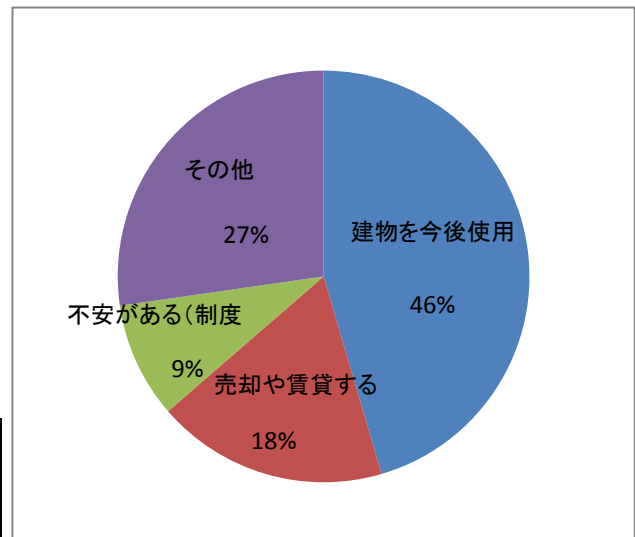


問2-1. 活用する可能性がない理由は何ですか。

理由	件数
1. 建物を今後使用する予定である	10
2. 売却や賃貸する予定がある	4
3. 不安がある(制度がよくわからない)	2
4. その他	6
計	22

【結果】

前問の回答で活用するつもりはないの件数は23件ですが、この回答に限っての設問回答では不安がある(制度がよくわからない)との回答は2件であり、この面だけ見るとあまり問題はないようです。



IV 空き家の活用に対する支援制度について

問3. 今後の建物の管理や活用にあたり、市に対してご要望があれば教えてください。

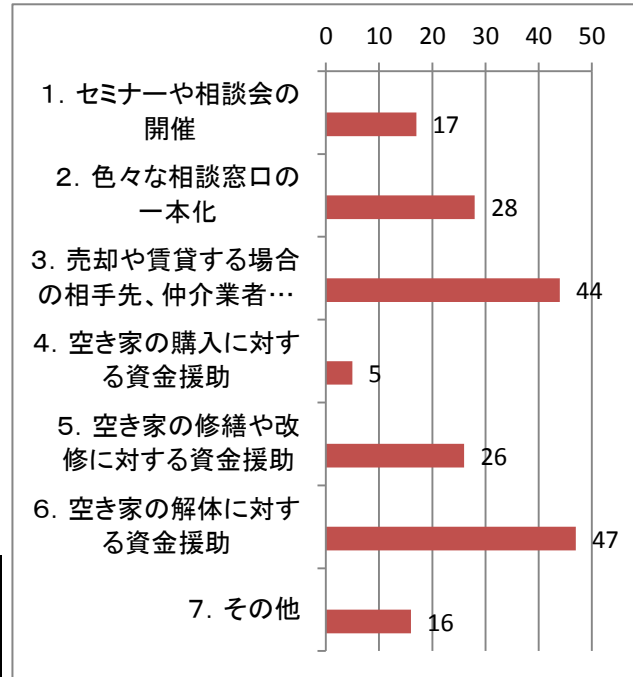
活用についての意向	件数
1. セミナーや相談会の開催	17
2. 色々な相談窓口の一本化	28
3. 売却や賃貸する場合の相手先、仲介業者の情報提供	44
4. 空き家の購入に対する資金援助	5
5. 空き家の修繕や改修に対する資金援助	26
6. 空き家の解体に対する資金援助	47
7. その他	16
計	183

【結果】

要望の中で一番件数の多いのは空き家の解体に対する資金援助で47件であり、次は売却や賃貸する場合の相手先、仲介業者の情報提供の44件です。

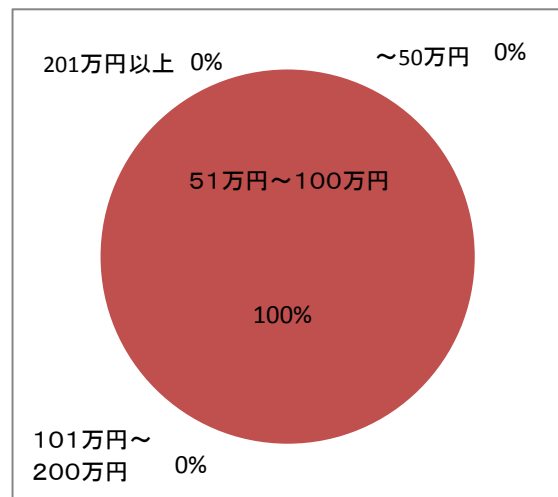
【今後の施策】

現在も施策としては空き家の解体に対する補助制度やファーストマイホームの補助制度などありますが、これらの制度の拡充や売買、賃貸に対する総合的な情報提供の場づくりなどを検討していきます。

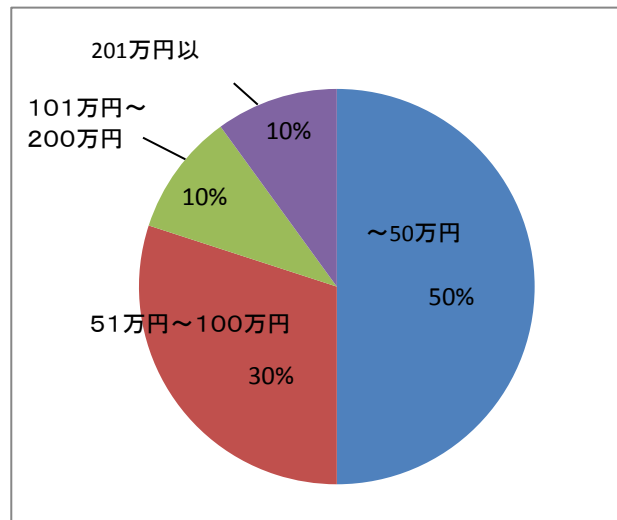


回答4. 5. 6. に対する希望額の割合

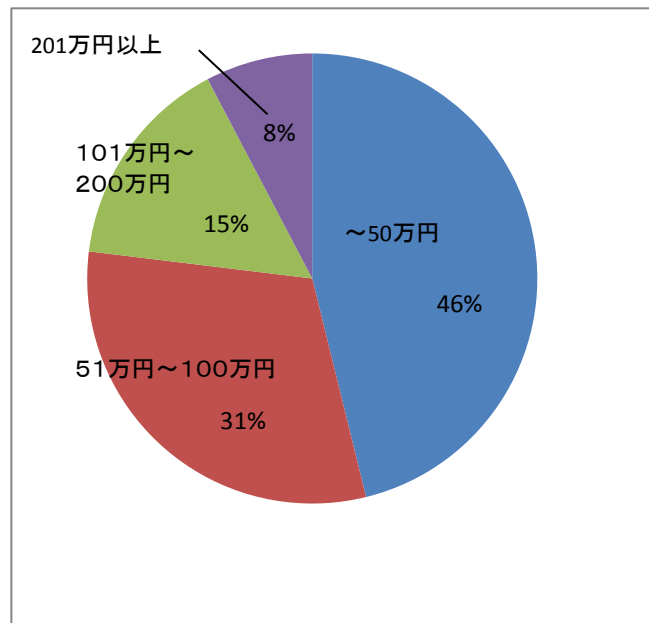
4. 空き家の購入に対する資金援助額	件数
1. ~50万円	0
2. 51万円~100万円	2
3. 101万円~200万円	0
4. 201万円以上	0
計	2



5. 空き家の修繕や改修に対する資金援助額	件数
1. ~50万円	5
2. 51万円~100万円	3
3. 101万円~200万円	1
4. 201万円以上	1
計	10



6. 空き家の解体に対する資金援助額	件数
1. ~50万円	6
2. 51万円~100万円	4
3. 101万円~200万円	2
4. 201万円以上	1
計	13



北広島市空家等対策計画の骨子について

空家等対策の推進に関する特別措置法からの抜粋

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

◆骨子として計画に盛り込む個別事項の内容等

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

1. 対象とする地区

計画の対象とする地区は重点地区等を設けず、また、市街化区域、市街化調整区域を問わず市内全域を対象とします。

2. 対象とする空家等の種類

計画の対象とする空家等の種類は特措法第2条第1項で規定する「空家等」とします。

3. 空家等に関する対策に関する基本的な方針

基本的な方針としては、①空家等の発生抑制、②空家等の利活用の促進、③管理不全な空家等の防止と解消、④空家等対策に関する実施体制の整備、の四つを柱とした「空家等対策」を推進していくこととします。

二 計画期間

計画期間については、北広島市総合計画（第5次改定版）の目標年度である2020（平成32）年度と連動させ2017（平成29）年度から2020（平成32）年度までの4年間とします。

なお、国の空家政策の動向や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、計画内容について必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

三 空家等の調査に関する事項

（空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針には）対象地区、調査期間、調査対象となる空家等の種類等、調査内容及び方法を記載することが考えられると記載されていますが、既に実施してきた調査や今後実施する予定となっています、現地調査等について記載していくこととします。

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の適切な管理は第一義的には当該空家等の所有者等の責任において行われるべきことを記載するとともに、北広島市における相談体制の整備方針や、空家等の所有者等の意識の涵養や理解増進に資する事項等を記載していくこととします。

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

市において把握している空家等の中には、修繕等を行えば地域の活性化等に活用できるものも存在し、また利活用する主体は当該空家等の所有者等に限定されているわけではありません。

市が把握している空家等の情報をその所有者の同意を得た上で、民間事業者と連携して市が設置している「空き地・空家バンク」に登録していただき、広く外部に提供することや、市として空き家、空き地の活用等について検討していくことについて記載していくこととします。

六 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

北広島市は特措法で定める「特定空家等」の外、条例で定める「準特定空家等」の規定もあることから、それらに対してどのような措置を講ずるのかについての方針、及び「特定空家等」、「準特定空家等」に対して必要な措置を講ずる際の具体的な手続き等について記載していくこととします。

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

市に寄せられる空家等に関する相談内容としては、空家等の所有者等自らによる今後の利活用方針に関するものから、空家等が周辺に及ぼしている悪影響に関する苦情まで幅広く考えられることから、相談体制や相談窓口の連絡先等について記載していくこととします。

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家等をもたらす問題は分野横断的で多岐にわたるものであり、市役所内の各部局が密接に連携して対処する必要があることから、どのような部局が関係しているのかが住民から一覧できるように、各部局の役割分担、部署名及び各部署の組織体制や窓口連絡先等を記載していくこととします。

また、協議会や今後外部の関係団体と連携する場合については、併せてその内容を記載していくこととします。

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

一から九までに掲げる事項以外に、北広島市における空家等の実情に応じて必要となる支援措置や、空家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえて計画を見直す旨の方針等について記載して行くこととします。

北広島市空家等対策計画作成スケジュール

年	月	協議会・対策計画作成関連	庁内手続き関連	市民参加手続き関連
平成 28 年度	12月	第1回空家等対策推進協議会 空家等対策計画作成		
	1月			
	2月			空き家所有者アンケート調査
	3月	第2回空家等対策推進協議会 空家等対策計画（骨子）完成		
平成 29 年度	4月			
	5月			
	6月		議会委員会報告	
	7月	第1回空家等対策推進協議会 空家等対策計画（素案）完成	庁議審議	
	8月			パブリックコメント
	9月		議会委員会報告	
	10月	第2回空家等対策推進協議会 空家等対策計画（最終案）完成	庁議審議	
	11月			
	12月	空家等対策計画公表		市ホームページ等での公表
	1月			

北広島市内の空き家に関する意向調査

ご協力をお願い

日頃より北広島市のまちづくりの推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、近年戸建て住宅を中心に、管理が十分でない空き家による地域の防災性・防犯性の低下や住環境の悪化など、空き家問題が全国的に社会問題化しております。

北広島市におきましても、空き家等調査の結果、空き家と思われる建物が相当数あることが把握されており、今後空家等対策を総合的に実施していくため、「北広島市空家等対策計画」の作成を予定しております。

対策計画の作成にあたりましては、空き家所有者の皆さまに建物の現状や将来の利活用に関する意向等を調査させていただき、支援制度などを検討するための資料とさせていただきたいと考えております。

つきましては、お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成29年2月

北広島市長 上野正三

調査票の記入について

- この調査で「空き家」とは、平成28年度において北広島市が市上水道の使用状況や北海道電力の電気使用状況調査、各町内会に対するアンケート調査等を経て、平成28年4月1日時点で概ね1年程度以上、建物の使用がされていないと思われる建物としています。
従いまして、それ以降に売却や譲渡などにより実際の所有者でない方に送付されている場合や、実際には使用されており空き家となっていない場合もございますが、その際には大変恐縮ではございますが、**Iの問1のみ**ご記入の上、返信用封筒にてご返送をお願い致します。
- ご記入の内容は**平成28年4月1日時点**のものとして下さい。
- ご記入いただきました個人情報につきましては、適切に管理し目的以外には使用することはありません。

平成29年3月7日（火）までに調査票にご記入の上、返信用封筒に入れてご投函下さい。

■この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

北広島市市民環境部市民課

空家対策担当 村上

電話011-372-3311（内643）

調 査 票

■平成28年4月1日時点で下記の所在地に建っていた建物について、以下の設問ごとに、あてはまる選択肢の番号に○を付けて下さい。

所在地：北広島市

I この建物について

問1. 現在、建物はどのような状態になっていますか。(○は1つ)

1. 自分または親族が住んでいる
2. 貸している
3. 売却した
4. 解体した(解体をした時期 平成 年)
5. 建物の心当たりがない

※1から5までを選択された方はここで終了です。ありがとうございました。

6. 現在空き家となっている

※6を選択された方は問2以降に進んで下さい。

問2. 建物が建築された時期はいつ頃ですか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 昭和45年以前 | 4. 平成13年～平成22年 |
| 2. 昭和46年～昭和55年 | 5. 平成23年以降 |
| 3. 昭和56年～平成12年 | 6. 不明 |

問3. 建物が空き家となった時期はいつ頃ですか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 平成28年 | 4. 平成17年～平成21年 |
| 2. 平成25年～平成27年 | 5. 平成16年以前 |
| 3. 平成22年～平成24年 | 6. 不明 |

問4. 空き家となった経緯は何ですか。(○は1つ)

1. 住んでいた人が亡くなったため
2. 住んでいた人が施設へ入所、長期入院したため
3. 住んでいた人が転居したため
4. 転勤等で長期不在のため
5. 取得したが未だ入居していないため
6. 貸していた人が転居し、次の人が決まらないため
7. 相続したが住む人がいないため
8. その他 ()

II この建物の管理について

問 1. 建物の管理について、どのようなことを心配していますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 建物の腐朽・破損の進行 | 6. 害虫の発生や野良猫などの集中 |
| 2. 地震、豪雪などによる損壊・倒壊 | 7. 地域の景観への悪影響 |
| 3. 不審者の侵入や放火 | 8. その他 () |
| 4. ゴミの不法投棄 | 9. 心配事は特にない |
| 5. 樹木・雑草の繁茂 | |

問 2. 建物は主にどなたが管理していますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 所有者もしくは家族 | 4. その他 () |
| 2. 親戚、知人 | 5. 誰も管理していない |
| 3. 民間業者 | 6. 不明 |

※ 5 又は 6 に○を付けた場合は以下の問 3、問 4、問 5 についての回答は不要です

問 3. どのような管理をしていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 戸締りの確認 | 6. 外回りの清掃、草取り、剪定など |
| 2. 住宅の通風・換気 | 7. 傷み、雨漏りなどのチェック・修繕 |
| 3. 住宅内の清掃 | 8. 台風、地震などの後の見回り |
| 4. 水回りなどの点検 | 9. 除排雪 |
| 5. 郵便物、チラシなどの整理・処分 | 10. その他 () |

問 4. どのくらいの頻度で管理をしていますか。(最も近いもの1つに○)

- | | |
|------------|------------|
| 1. ほぼ毎日 | 4. 年に1回～数回 |
| 2. 週に1回～数回 | 5. 数年に1回 |
| 3. 月に1回～数回 | |

問 5. 管理に要する費用は年間でおおよそいくらですか。(最も近いもの1つに○)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 費用はかかっていない | 6. 10万円～20万円未満 |
| 2. 1万円未満 | 7. 20万円～50万円未満 |
| 3. 1万円～3万円未満 | 8. 50万円以上 |
| 4. 3万円～5万円未満 | 9. 不明 |
| 5. 5万円～10万円未満 | |

問 6. 管理をする上で障害や課題がありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 遠方に住んでいるので管理が困難 | 5. 建物を利用する予定がないので管理が無駄になる |
| 2. 管理の作業が大変 | |
| 3. 管理費用の負担が重い | 6. その他 () |
| 4. 管理を頼める人や業者がない | 7. 障害や課題はない |

問7. 専門業者がいれば管理を委託する希望はありますか。(○は1つ)

1. 適当な業者がいれば委託したい
2. 既に委託している
3. 委託するつもりはない
4. 不明

※1、2を選んだ方は次の問7-1、7-2にもお答えください。

問7-1. どのような管理サービスを希望しますか。既に委託している場合は実際に委託している内容を記入して下さい。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 戸締りの確認 | 6. 外回りの清掃、草取り、剪定など |
| 2. 住宅の通風・換気 | 7. 傷み、雨漏りなどのチェック・修繕 |
| 3. 住宅内の清掃 | 8. 台風、地震などの後の見回り |
| 4. 水回りなどの点検 | 9. 除排雪 |
| 5. 郵便物、チラシなどの整理・処分 | 10. その他 () |

問7-2. 管理サービスの月額料金はいくらくらいが適当だと思いますか。すでに委託している場合は、実際に払っている月額料金を記入して下さい。(最も近いもの1つに○)

- | | | |
|-------------|-------------|-----------------|
| 1. 月額千円くらい | 4. 月額5千円くらい | 7. 月額2万円くらい |
| 2. 月額2千円くらい | 5. 月額7千円くらい | 8. 月額3万円くらい |
| 3. 月額3千円くらい | 6. 月額1万円くらい | 9. 月額5万円またはそれ以上 |

Ⅲ 今後の建物の利用などについて

問1. 今後、建物をどのようにされますか。(○は1つ)

1. 売却したい
2. 賃貸したい
3. 自分や家族が住む
4. 自分や家族以外が利用する
5. 子や孫などに活用をまかせる
6. 現状のまま(空き家にしておく)
7. その他 ()
8. 解体したい

※8を選んだ方は問1-1にもお答えください。

問1－1. 解体後の土地をどのように活用されますか。(○は1つ)

1. 売却したい
2. 賃貸したい
3. 更地のまま自分や家族が利用
4. 未定・予定なし
5. その他 ()

問2. 利用をする上で障害や課題がありますか。(○はいくつでも)

1. リフォームしないと活用できる状況でない
2. 建物の中に荷物があり、その処分に困っている
3. 相続等の問題により、自分だけでは対応できない
4. 解体費用を負担できない
5. 所有してきたいが、管理ができない
6. 建物に愛着があり、手放すか決められない
7. 売却または賃貸したいが、相手先が見つからない
8. どうしたら良いか分からない
9. その他 ()

IV 空き家の活用に対する支援制度について

道には、北海道内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、「北海道空き家情報バンク」制度が、また北広島市には土地の有効利用や家屋の再生を地域全体に広め、市内への定住促進と地域の活性化を図ることを目的として「北広島市空き家・空き地バンク」制度など、空き家情報提供サービスがあります。

※「北広島市空き家・空き地バンク」につきましては、市のホームページに掲載されている内容を参考資料として添付しましたのでそちらもご覧ください。

問1. これらの情報提供サービスをご存知ですか。(○は1つ)

1. 内容を知っている
2. 名前を聞いたことがある程度
3. 知らない

**問2. 今後、これらの情報提供サービスの活用についてどのようにお考えですか
(○は1つ)**

1. 今後活用したい
2. 活用するつもりはない
3. わからない

※1を選んだ方で制度の内容等について詳しくお知りになりたい方は、恐れ入りますが下記までご連絡いただきますようよろしくお願い致します。

【連絡先】 北広島市企画財政部都市計画課 ☎011-372-3311 内 785

※2を選んだ方は次の問2-1にもお答え下さい。

問2-1. 活用するつもりがない理由は何ですか。(○は1つ)

1. 建物を今後使用する予定である
2. 売却や賃貸する予定がある
3. 不安がある(制度がよくわからないなど)
4. その他 ()

**問3. 今後の建物の管理や活用にあたり、市に対してご要望があれば教えて下さい。
(○はいくつでも)**

1. セミナーや相談会の開催
2. 色々な相談窓口の一本化
3. 売却や賃貸する場合の相手先、仲介業者の情報提供
4. 空き家の購入に対する資金援助 (希望額 円)
5. 空き家の修繕や改修に対する資金援助 (希望額 円)
6. 空き家の解体に対する資金援助 (希望額 円)
7. その他 ()

以上で調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

※お手数をおかけしますが、同封の返信用封筒により3月7日までにご返信願います。

北広島市 空き地・空き家バンク

北広島市では、土地の有効利用や家屋の再生を地域全体に広め、市内への定住促進と地域の活性化を図るため、「北広島市空き地・空き家バンク」を設置しました。

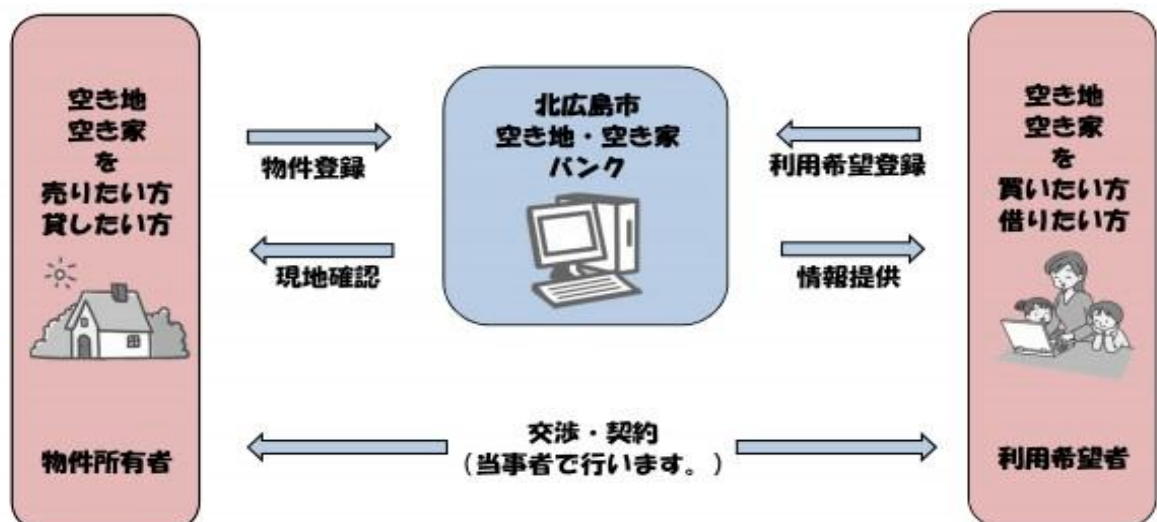
このホームページは、北広島市内の不動産の流動化を促進するため、空き地や空き家を売りたい方(貸したい方)や買いたい方(借りたい方)の情報を提供しています。

- 空き地・空き家バンクへの登録方法は、北広島市へ直接個人等での申し込み、または市と連携協定を締結している、下記宅地建物取引業者(以下「連携宅建業者」という。)を通じて申し込む方法のいずれかになります。

連携宅建業者名	連絡先	住所	所属
(有)KCマネジメント	011-373-7737	北広島市中央 6 丁目 13-10 カゼル中央 1F	全日本不動産協会 北海道本部
(有)サンエステート	011-375-9436	北広島市中央 6 丁目 13-10 カゼル中央 103 号	全日本不動産協会 北海道本部
(株)八城地建 北広島・恵庭店	011-376-8460	北広島市中央 6 丁目 6-3	北海道宅地建物 取引業協会
(株)ヘイワ	011-372-1443	北広島市松葉町 5 丁目 9-14	北海道宅地建物 取引業協会
JMPサンライズ(株)	011-807-5371	北広島市中央 3 丁目 7-8 第 1 ニューオータニビル 3F	全日本不動産協会 北海道本部

★ 直接バンクに登録する方法

(交渉・契約は当事者間で行います。市は交渉・契約については関与しません。)



★[「空き地・空き家」を売りたい・貸したい方](#)

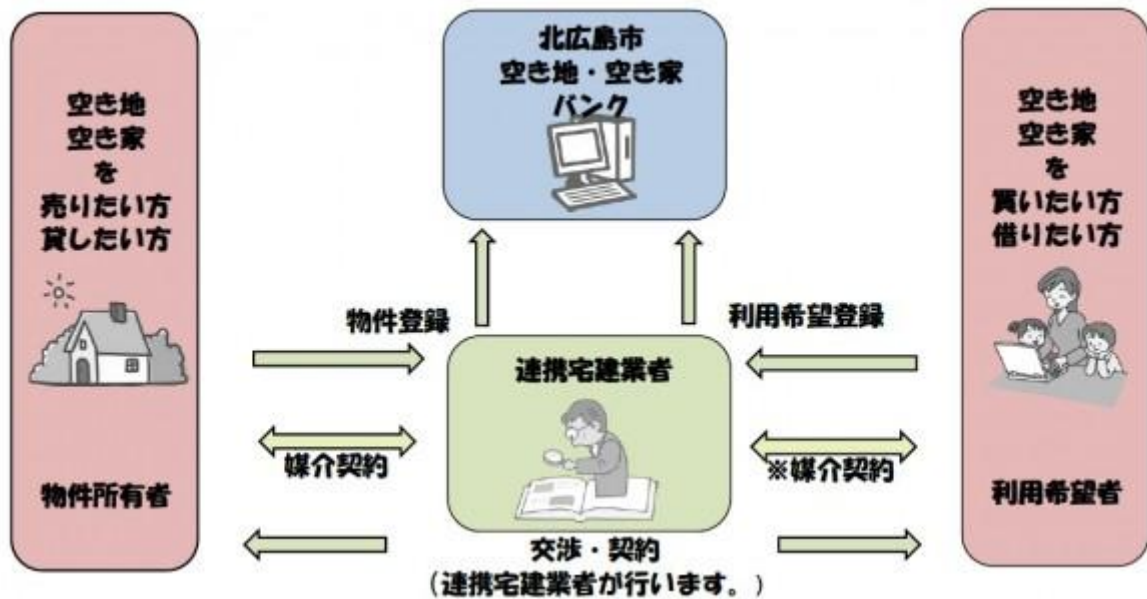
売却・賃貸物件の登録申込→申込受付→書類及び現地の確認→登録決定→HPに掲載

★[「空き地・空き家」を買いたい・借りたい方](#)

空き地・空き家バンク利用希望登録申込→申込受付→確認、登録→希望物件の情報提供

★**連携宅建業者を通じてバンクに登録する方法**

(交渉・契約は連携宅建業者が行います。)



※必要に応じて結びます。

★[「空き地・空き家」を売りたい・貸したい方](#)

連携宅建業者と媒介契約締結(書類の提出については連携宅建業者が行います。)

売却・賃貸物件の登録申込→申込受付→書類及び現地の確認→登録決定→HPに掲載

★[「空き地・空き家」を買いたい・借りたい方](#)

連携宅建業者と媒介契約締結(書類の提出については連携宅建業者が行います。)

空き地・空き家バンク利用希望登録申込→申込受付→確認、登録→希望物件の情報提供

【問い合わせ先】 北広島市企画財政部都市計画課 ☎011-372-3311 内 785